

西郷第二中学校 いじめ防止基本方針

西郷村立西郷第二中学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめをどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものであることを全ての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。
- (4) 特に配慮が必要な生徒として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害を含む、障害のある生徒
 - イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - エ 東日本大震災により被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

2 基本方針

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため次の組織を設ける。

①名称

- ア いじめ対策委員会
※時間割に位置づけて毎週1回実施
- イ いじめ防止対策会議
※不定期に実施

②構成員

- ア いじめ対策委員会
校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、
各学年生徒指導担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- イ いじめ防止対策会議
全教職員

③役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正
- イ いじめの相談・通報の窓口
- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- エ 組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、事実関係の聴取など）
- オ 村内小学校等の他校との連携、情報共有の窓口

(3) いじめの未然防止のための取り組み

- ① 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止の資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自身の育成を図る。
- ③ 指導に当たっては、生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる授業や体験活動等を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ④ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ⑤ 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取り組みについての理解を図る

(4) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ② 面接週間や定期的なアンケート実施により、生徒理解といじめの早期発見に努めるとともに、それらの結果の検証及び組織的な対処方法についていじめ対策委員会等で協議する。
- ③ 生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。
- ④ 生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応する。

(5) いじめに対する措置

- ① いじめの通報を受けた時、あるいはいじめを受けていると思われる時は、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を生徒指導主事を経由して校長に報告する。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに学校いじめ対策組織に報告をする。報告を怠ることは、法の規定に違反し得る。
- ② 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③ いじめを見ていたり、同調していたりする生徒に対しても、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けた者の立場になって、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

- ④ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑤ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずるとともに、刑法の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になる得るなど、重大な人権侵害に当たり、被害者などに深刻な傷を与えかねない行為であることを、生徒に対して具体的に理解させる。また、書き込みの削除や書き込んだものへの対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ⑥ いじめを、単に謝罪をもって安易に解消としない。解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ア いじめに係る行為が止んでいること
(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安に相当の期間継続していること)
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
(いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること)
- ⑦ 重大事態発生時の対応
(重大事態とは)
- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・生徒が自殺した場合、自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
- (重大事態の報告)
- ア 重大事態が発生した場合は、町教育委員会に迅速に報告する。
- (重大事態の調査)
- ア 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有するものの他、第三者からなる組織を設け調査する。
- イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を共有する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえること。

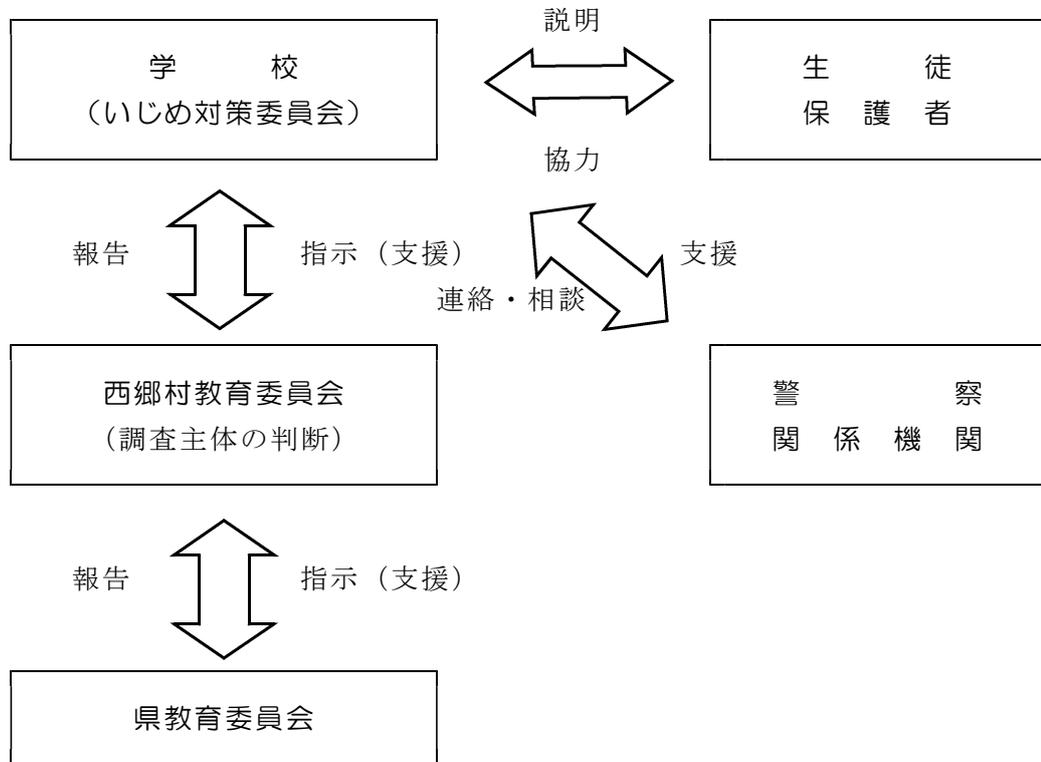
(6) 年間計画

| 月 | 会議・学校行事等 | 実態調査等 | 校内研修計画 | 評価計画 |
|-----|---|------------------|------------------|----------------------|
| 4月 | 職員会議 保護者会 | 個別面談 | 研修Ⅰ 未然防止と早期発見 | 計画・目標 の作成と提示 |
| 5月 | 職員会議 | 家庭訪問・個別 面談 | | |
| 6月 | 職員会議 いじめ防止対策会議Ⅰ (生徒指導委員会) | アンケート 教育相談 | | アンケート 集計結果の 精査 |
| 7月 | 保護者会 職員会議 | 個別面談 | | |
| 8月 | 職員会議 いじめ防止対策会議Ⅱ | 個別面談 三者面談(3年) | 研修Ⅱ いじめへの対応 | |
| 9月 | 職員会議 | 個別面談 | | 中間評価 |
| 10月 | 職員会議 いじめ防止対策会議Ⅱ (生徒指導委員会) | アンケート | | アンケート 集計結果の 精査 |
| 11月 | 職員会議 | 三者面談 | | |
| 12月 | 職員会議 | 個別面談 | | |
| 1月 | 職員会議 いじめ防止対策会議Ⅲ | 個別面談 | | |
| 2月 | 保護者会 職員会議 いじめ防止対策会議Ⅲ (生徒指導委員会) | アンケート | | アンケート 集計結果精 査 |
| 3月 | 職員会議 | 個別面談 | | 年間評価 改善案検討 |

(7) 評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせて、いじめ防止の取り組みについて評価を行う。評価方法は生徒、保護者、教職員等によるアンケートとする。
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。

重大事態への対応



調査主体が学校と判断された場合

- 1 「いじめ対策委員会」を中心として被害、加害生徒や保護者を含め、学校関係者全体について調査をする。
- 2 調査結果をまとめて、教育委員会へ報告、被害生徒及び保護者へ情報提供をする。必要に応じて関係機関への連絡（相談）を行う。
- 3 調査結果を踏まえて、被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・助言、集団や全校生徒への働きかけを行い、再発防止を期す。

調査主体が学校外と判断された場合

- 1 調査組織の指示に従い、「いじめ対策委員会」を中心として、事実関係の確認などの情報収集にあたる。
- 2 調査組織の指示に従い、関係機関への情報提供を行う。
- 3 調査組織の指示に従い、生徒及び保護者への支援及び指導助言を行い、再発防止を期す。